

会員各位

公益社団法人東京都柔道整復師会
会 長 瀧澤 一裕
保険担当理事 樽本 修和
保険担当理事 山本 清

新用紙の販売開始等について

拝啓 時下ますますご清栄のことお喜び申し上げます。

令和6年10月1日付けの柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正に対応した、新しい柔道整復施術療養費支給申請書の販売を予定しております。販売開始時期は、4月からの販売予定です。新用紙は、「継続月数」欄、「頻回」欄、「明細書発行体制加算 加算日」欄の新設等に対応しております。なお、現行の用紙も従前通りお使いいただけますので、なくなり次第「新用紙」への変更を各自お願いします。価格は従前通り、1冊（100枚）355円（税抜き）です。

項目の追加などにより、レイアウトが変わりましたので、新旧用紙を見分けるため、**新用紙の右上部にライン**を入れました。特に、パソコンで申請書を作成する際には、用紙を間違えると印字ずれにより、返戻の対象となる場合がありますのでご注意ください。主な変更点については別紙「**新用紙の主な変更点**」をご覧ください。

また、新用紙への記載、印刷方法は下記にまとめましたのでご確認ください。

用紙変更によりお手数をおかけ致しますが、ご理解ご協力の程、よろしく申し上げます。

敬具

・レセプト印刷について

レセプトコンピュータで旧用紙か新用紙を選択、又は設定の上作成して下さい。

・「継続月数」欄について

初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）以降の連続する期間において1月につき10回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く）を行っていた継続月数（初回月は「1」を記載）を記載すること。

なお、当該継続月数が5ヶ月を超えている施術（6ヶ月目）については、継続月数は「6」と記載し、以降、1月あたりの施術回数が10回未満の場合であっても、当該負傷部位が治癒・中止・転医する月まで、引き続き、継続月数を記載すること。

・「頻回」欄について

1月あたり10回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く）を5ヶ月継続している施術（継続月数欄の記載が5以上）について、翌月（6ヶ月目）の当該施術から、長期頻回逡減率（0.5）を該当欄に記載すること。なお、この場合、「長期」欄の長期逡減率の記載は不要とすること。

・「明細書発行体制加算 加算日」欄について

摘要欄に「明細書発行体制加算 加算日」欄を設けました。